

入 札 説 明 書

秋田県出納局財産活用課

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）等に基づき秋田県が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

第1 入札に付する事項（1件）

（1）契約の名称

公用自動車賃貸借（リース）契約

（2）賃貸借品名及びリース予定数量

公用自動車 1, 000cc～1, 500cc 小型乗用自動車4台

（3）賃貸借車両の仕様等

仕様書による。

（4）長期継続契約

この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17並びに長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年秋田県条例第9号）に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除する場合がある。この場合に、契約の相手方は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

第2 入札に参加する者に必要な資格

（1）施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）秋田県税に滞納が無い者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納が無い者（適用除外事業所を除く。）であること。

（5）秋田県内に本店又は支店等のいずれかを有していること。

（6）当該契約に係る必要書類等を提出していること。

第3 申請書等の提出について

入札に参加しようとする者は、次のとおり書類等を提出すること。

（1）提出書類等

①入札参加資格確認申請書

②誓約書

- ③秋田県内の本店又は支店等に関する書類（履歴事項全部証明書等）
- ④納入物品明細書
- ⑤役員情報一覧表
- (2) 提出期間
令和7年7月14日（月）から令和7年7月23日（水）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。
- (3) 提出時間
午前9時から午後5時まで
- (4) 提出場所
秋田県秋田市山王四丁目1-1
秋田県出納局財産活用課
調整・財産管理チーム（電話番号018-860-2735）

第4 参加資格者への通知について

入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、令和7年7月31日（木）までに、参加資格の有無を通知する。

第5 入札執行の日時及び場所

令和7年8月1日（金）午前11時00分
秋田県庁地下1階 財産活用課入札室

第6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額60か月分に車両台数を乗じたものの100分の5以上の金額を、開札までに納付しなければならない。ただし、規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、入札保証金は入札開始の前までに、財産活用課調整・財産管理チームへ手続きを行うこと。還付は、落札者に対しては当該契約の締結後に、その他は入札終了後直ちに行う。

(2) 契約保証金

落札者は、見積もった入札金額60か月分に車両台数を乗じたものの100分の10以上の金額を、契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第177条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

①入札保証金については、次のいずれかの書類を申請書類等と同時に提出し、審査の結果免除を認められた者。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約書。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該契約若しくはこれに相当する契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書及び最終の支払通知書の写し等）。

②契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者、または、上記①の書類審査の結果、入札保証金の免除が適当と認められた者。

③審査資料等提出場所

秋田県出納局財産活用課調整・財産管理チーム

第7 開札の方法

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人の出席のもとで行うものとする。
なお、代理人が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者のくじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。
- (5) 入札は2回までとし、2回目の入札を終えても落札者がいない場合は、入札価格が最も低い者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 入札者が1者でも入札を執行する。

第8 落札者について

- (1) 落札者は、次の書類を契約担当者が指定する日までに提出すること。
 - ①秋田県の県税について滞納が無いことを証する書面
 - ②社会保険料に滞納が無いことを証する書面
- (2) 上記2つが確認できない場合及び秋田県暴力団排除条例に該当した場合は、先に提出された入札参加資格確認申請書に虚偽の記載があったとみなして、落札を取り消す場合があるものとする。
- (3) 前項により落札を取り消した場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうちから、入札価格が当該落札者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は、第7（3）の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札者がくじにより決定された者である場合は、当該くじの次順位者とする。）を落札者とする。

第9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格が無い者のした入札。
 - ①委任状を持参しない代理人のした入札。
 - ②入札公告に定めた資格の無い者のした入札。
- (2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く）又はその金額に不足がある者のした入札。
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札。
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札。
- (5) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札。
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札。

- (7) 記名押印を欠く入札。
- (8) 前各号に定めたほか、指示した条件に違反すると認められる入札。

第10 契約の方法

落札者の入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、1台当たりの1月の契約金額とする。

第11 その他

- (1) 提出された入札参加資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 次の各号に該当する場合は入札に参加しないものとみなす。
 - ①入札保証金の納付手続き又はその免除を受ける手続きがなされない場合。
 - ②期限内に納入物品明細書等の確認書類を提出しなかった場合。
- (3) 仕様書等について疑義がある場合は、令和7年7月17日（木）午後5時までに秋田県出納局財産活用課調整・財産管理チームまで文書で提出すること。

第12 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

秋田県出納局財産活用課調整・財産管理チーム（電 話：018-860-2735）
（FAX：018-860-3900）
（e-mail：Zaisan@pref.akita.lg.jp）